

西濃総合庁舎職員食堂業務委託に係るプロポーザル募集要項

第1 目的等

西濃総合庁舎に勤務する職員の福利厚生を充実させること、また来庁者の利便性向上を図るため、安定した経営と質の高いサービス、健康面に配慮した安心・安全な食事等の提供が可能な委託業者を選定することを目的に、プロポーザル方式により事業者を募集します。

第2 食堂の概要

所在地：岐阜県大垣市江崎町422-3

実施場所等：西濃総合庁舎 本館1階（別添参照）

第3 募集内容

1 委託業務名

（一財）岐阜県職員互助会西濃事業部 西濃総合庁舎職員食堂委託業務

2 委託業務内容

食事等の提供（資料1参照）

3 委託業務期間

契約は令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）とします。

4 選定方法

プロポーザル方式による審査（企画提案書及び審査会による審査）

5 委託料

（一財）岐阜県職員互助会西濃事業部からの委託料は、無料とします。

6 契約保証金

300,000円

7 経費負担等

（1）施設使用料：委託業務で使用する場所は無償で貸与します。

（2）光熱水費：全額負担

1.電気、水道使用料（対象は下水のみ。井戸水は無償提供）及び空調用燃料費（灯油使用料）は西濃総合庁舎全体の使用料につき面積按分で負担願います。

2.ガス使用量は直接ガス会社へ支払い願います。

（ガス供給契約については受託事業者が直接ガス会社と締結願います。）

（3）通信費：全額負担

ただし、施設に設置してある電話機は内線のみ無料となります。

外線電話を使用する場合は、受託事業者の負担となります。

（4）その他 既存の厨房設備等は無償で貸与します。（資料2参照）

食器などの消耗品費・原材料費・人件費・保健衛生費等営業に係る経費は受託事業者の負担となります。

食堂（厨房を除く）については、清掃会社による年1回の定期床清掃があります。

第4 応募資格

1 プロポーザルの参加の要件

（1）本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」といいます。）は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる単体の法人であって、次のすべての要件を満たしていることとします。

これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

②役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

った日から2年を経過しない者

③次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規程による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法付則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑤岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日から審査会の日までの期間内に受けていないこと。

⑥岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から審査会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び共同体でないこと。

⑧過去3年間、県税等の租税公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。

⑨食品衛生法（昭和22年法律第233号）の許可を持ち、社員食堂、レストラン又は給食施設にて3年以上の営業実績があること。

⑩過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

(2) 留意事項

企画提案書（下記2(6)参照）を提出した日から結果通知が届く日までに、次のいずれの場合に該当することとなったときは、失格となります。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、その業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他受託に着手し、又は営業を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

2 応募手続方法

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等公表・配布	令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金)
② 募集要項等に関する質問の受付	令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金)
③ 参加申込書の提出	令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金)
④ 現地確認の申込（希望者のみ） ・実施	令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金) 上記期間中に、事前連絡を受けて個別に行います。
⑤ 企画提案書等書類の提出	令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金)
⑥ 審査会開催	※審査会時間等の詳細は後日連絡します

(2) 募集要項等公表・配布

① 配布日時

令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金) 17時15分まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く平日の8時30分から17時15分まで)

② 配布場所 西濃県事務所振興防災課内 (一財)岐阜県職員互助会西濃事業部

(岐阜県大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎4階)

※募集要項は、岐阜県のホームページ(西濃県事務所)からも入手できます。

岐阜県庁トップページ(<http://www.pref.gifu.lg.jp/>)>

県政情報>県の概要>組織案内>県事務所>西濃県事務所

※郵送での配布は行いません。

(3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

①受付期間

令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金)17時15分まで

②質問書提出方法

質問書(別紙1)をFAX、電子メール(ファイル形式はMicrosoft Wordと
してください。)又は郵送にて提出してください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

提出先 〒509-0838 大垣市江崎町422-3

西濃県事務所 振興防災課内 互助会西濃事業部担当 あて

TEL 0584-73-1111(内219 又は 202)

FAX 0584-74-9428

メール c20502@pref.gifu.lg.jp

③回答方法

質問に対する回答は、随時、上記ホームページ上にて公表します。

(4) プロポーザル参加申込書の提出

①受付期間

令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金)17時15分まで

②提出方法

・プロポーザル参加希望者は、参加申込書(様式1)を令和6年1月19日(金)
17時15分までに持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。

・持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く平日の8時
30分から17時15分までとし、郵便の場合は、締切日当日の17時15分までに到
着したものを有効とします。

・郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。

※FAX、電子メール、電子ファイルでの提出は受けません。

※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

提出先 〒509-0838 大垣市江崎町422-3

西濃県事務所 振興防災課内 互助会西濃事業部担当 あて

TEL 0584-73-1111(内219 又は 202)

(5) 現地確認の申込(希望者のみ)

①受付期間

令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金)17時15分まで

②申込方法

現地確認の申込については、電話にてご連絡ください。

(申込後、個別に日程調整をさせていただきます。)

TEL 0584-73-1111(内219 又は 202)

西濃県事務所 振興防災課内 互助会西濃事業部担当

(6) 企画提案書等書類の提出

①受付期間

令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金)まで

②提出書類

ア 企画提案書(様式1、2)

イ 法人概要書(様式3)

ウ 履歴事項全部証明書（※提出日において発行から3ヶ月以内のもの）

エ 直近事業年度の事業報告書

オ 直近3事業年度の財務諸表

（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの）

カ 暴排措置対象法人等でないことの誓約書（様式4）、

キ 誓約書（様式5）

③提出部数

上記②のアイエオについては6部、ウカキについては原本1部と副本5部をア～キまで一式として提出してください。

④提出方法及び提出先

・令和6年1月19日（金）17時15分までに持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。

・持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く平日の8時30分から17時15分までとし、郵便の場合は、締切日当日の17時15分までに到着したものを有効とします。

・郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。

※FAX、電子メール、電子ファイルでの提出は受けません。

※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

提出先 〒509-0838 大垣市江崎町422-3

西濃県事務所 振興防災課内 互助会西濃事業部担当 あて

TEL 0584-73-1111（内219 又は 202）

第5 プロポーザル参加に際しての注意事項

1 失効または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失効または無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 審査会議構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク あらかじめ指示した事項に違反した場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

2 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザルに参加した者（以下「応募者」という。）が負うものとします。

3 複数提案の禁止

応募者は、複数の企画提案書の提出はできません。

4 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は認めません（ただし軽微なものを除く）

5 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

6 費用負担

企画提案書作成に要する費用、審査会に要する経費等参加に係る経費は、参加者の負担となります。なお、審査会では定食の試食を実施します。その際、食堂厨房を利用される方は、調整が必要となりますので別途連絡願います。

その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない

場合は、辞退したものとみなします。

- イ 応募者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。
 - ウ 提出された資料は、岐阜県に対して報告するため、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
 - エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査会議開催日前日（前日が土日休日の場合はその前日）の正午までに、辞退届（様式自由）を互助会西濃事業部に持参または郵送により提出してください。
 - ・郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。
- ※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

第6 審査に係る事項

1 審査方法

企画提案の審査は、互助会西濃事業部が別に定める審査委員により組織された「西濃総合庁舎職員食堂委託業者選定プロポーザル審査委員会」が行います。

2 プロポーザル審査会

- (1) 開催日：参加事業者と相談のうえ決定
- (2) 開催場所：西濃総合庁舎会議室4-1
- (3) 企画提案の所要時間

- プレゼンテーション 10分程度
- その後質疑応答 20分程度
- サンプル試食審査 30分程度

(4) サンプル試食審査について

- ・実際に職員食堂で提供を予定している価格相当の定食のサンプルを1食フルセット（値段、エネルギー、食塩相当量を表示）展示してください。
- ・試食審査については、審査委員人数分の試食品を用意していただき試食により審査しますが、詳細については、プロポーザル参加申込者に別途連絡します。
- ・展示品及び試食品について、味、栄養バランス、見栄えについて審査します。
- ・当日は、展示用及び試食用サンプル、試食用の皿、はし・スプーン等をご用意ください。

(5) 注意事項

- ・開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配付すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ・提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合、審査対象とはいたしません。

3 審査項目及び審査内容

別表のとおり

4 最優秀提案者の選定

- ・審査結果に基づき、企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。
- ・複数の最高得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として、出席審査委員が協議し最優秀提案者を決定します。
- ・最優秀提案者の決定に当たっては、各審査委員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の60%以上であることを最低基準とします。

5 提案者が1者又は無い場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

6 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者に文書にて通知するとともに、岐阜県のホームページ（西濃県事務所）上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）

③ 全提案者の評価点※（得点順。提案者の名前は秘匿）

④ 最優秀提案者の選定理由

⑤ 審査会の審査委員の氏名

※提案者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

第7 契約に関する留意事項

1 契約の締結

契約に当たっては最優秀提案者と(一財)職員互助会西濃事業部が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、令和6年3月を目途に契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優提案者と互助会西濃事業部との協議により必要に応じて内容を変更します。なお、最優提案者と互助会西濃事業部との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において総合評価が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

また、この募集要項に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。

2 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加停止等措置要領」、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル審査会の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先及び各種提出・申込先

担当窓口 西濃県事務所 振興防災課 管理調整係
互助会西濃事業部担当（柴田・高橋）

住 所 〒509-0838 大垣市江崎町422-3

TEL 0584-73-1111（内219 又は 202）

FAX 0584-74-9428

メール c20502@pref.gifu.lg.jp

委託業務内容

- 1 委託業務名
（一財）岐阜県職員互助会西濃事業部 西濃総合庁舎職員食堂委託業務
- 2 委託業務の目的
西濃総合庁舎職員食堂（以下「食堂」という。）は、職員の福利厚生の一環として、また来庁者の利便性の向上を図ることを目的として設置されており、（一財）職員互助会西濃事業部（以下「互助会」という。）としては、安定した経営と質の高いサービスの提供が可能な施設とすることを目的として業務を委託する。
- 3 業務委託期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）
※業務内容が良好であると認められる場合には、契約を更新することがあります。
- 4 業務実施場所
西濃総合庁舎 本館棟 1階（大垣市江崎町422-3）
下記を用いて昼食を含む食事の提供をしてください。
 - ・厨房及び食堂（会議スペース含む）
面積 244.38㎡（別添図面）
*当該面積に南側の休憩スペース分は含まず
13テーブル 78席
- 5 業務の内容
互助会が受託事業者に委託する業務（以下、「委託業務」という。）の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 運営方法
直営とする。
※運営会社が、フランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を任せることや、運営会社のフランチャイズ加盟者等が運営を行うことはできない。
 - (2) 委託内容、条件等
 - ①基本コンセプト等
 - ・良質で安価な食事の提供
 - ・迅速な食事の提供
 - ・安全・安心な食材の利用
 - ・健康的な食事の提供
 - ・快適な食事空間の提供
 - ②売形態配膳方式等
 - ・現金による販売を原則とするが、公費等で支払う場合、掛売の販売となるため、納品書、請求書を発行し、口座振替による販売を行うこと。
 - ・利用者にとって使いやすく、わかりやすい配膳方式とする。
 - ・衛生的で効率的な配膳方式とする。
- 6 営業開始日
令和6年4月1日（予定）
- 7 営業時間等
定休日は土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
営業時間 食事の提供時間は自由に設定してください。（但し11時30分から13時30分の間の営業は必須）
なお、開庁時間は8時30分～17時15分までとなっております。

8 施設使用料等

(1) 施設使用料：委託業務で使用する場所は無償貸与

※岐阜県と（一財）岐阜県職員互助会との契約により免除となります。

(2) 光熱水費：全額負担

電気、水道使用料（対象は下水のみ。井戸水は無償提供）及び空調用燃料費（灯油使用料）は西濃総合庁舎全体の使用料につき面積按分で負担（会議スペース69.9㎡分を除く）

ガス使用量は直接ガス会社へ支払い願います。

（ガス供給契約については受託事業者が直接ガス会社と締結願います。）

(3) その他

- ・既存の厨房設備等は無償で貸与（資料2参照）
- ・追加備品が必要な場合は、受託事業者の負担において整備すること。
- ・貸与備品について、受託事業者の責に帰すべき理由によることなく破損又は滅失した時は、互助会西濃事業部の責任において修繕又は更新する。ただし、受託事業者が修繕できる小修繕については、この限りでない。
- ・食器などの消耗品・原材料費・人件費・保健衛生費等営業に係る経費は受託事業者の負担とする。
- ・食堂（厨房を除く）については、清掃会社による年1回の床清掃あり。

9 施設設備及び備品等

(1) 施設設備及び備品

- ・既存の固有備品については、無償で貸与する。
- ・追加備品が必要な場合は、受託者の負担において整備すること。
- ・貸与備品の修繕（1備品あたりの費用が10万円未満であるものに限る。）は受託者が自己の責任及び費用において速やかに行うこととし、受託業者が負担する以外の修繕については、互助会西濃事業部の責任及び費用において行うものとする。なお、受託者が修繕を行う場合は、事前にその旨を互助会西濃事業部あて報告すること。
- ・受託者は、故意又は過失により、施設設備及び貸与備品を毀損し、又は滅失したときは、互助会西濃事業部に報告したうえでこれを弁償し、又は自己の費用で当該設備・備品等と同等以上の機能及び価値に有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。この場合において、受託者は、購入又は調達した設備・備品等の所有権を県に帰属させるものとする。

※貸与備品については、別紙資料2のとおり。

(2) 調理用品等

- ・調理用品、什器等の既存品については、無償で貸与する。破損等の場合は、受託者の負担において補充すること

10 提供メニュー

定食（ランチ）を必須とし、その他品揃えを提案してください。

令和5年度提供メニューは次のとおり

・価格（主なメニュー）	日替わりランチ	620円
	日替わり丼	550円
	カレーライス	480円
	かけうどん	300円
	てんぷらうどん・ラーメン	450円
	ご飯	150円

食券10枚綴りあり

※参考事項（現在の委託業者の実績）

- ・年間利用者数 約8,690人（令和4年度実績）総庁勤務者数約340名
- ・電気、水道、燃料代事業者負担金（年間） 約509千円（令和4年度）

11 売上等の報告の義務

- ・受託事業者は、委託業務により生じた毎月の売上金額、利用者人数等をその翌月の10日（その日が休業日に当たるときは、その営業日）までに報告すること。
- ・互助会西濃事業部への売上げに係る手数料の納入は免除とする。

1.2 使用施設の管理等

受託事業者は、使用施設について最善の保存管理に努めなければならない。なお、これを怠ったことにより施設に損害を与えた場合は、互助会西濃事業部の指示を受け、受託事業者の負担により速やかに原状に回復しなければならない。

1.3 原状回復及び返還

受託事業者は、業務委託期間が満了したとき又は委託事業者として不適格であるとの理由により契約が解除されたときは、受託事業者の負担により使用施設の施設設備等を原状に回復させ、返還しなければならない。

ただし、互助会西濃事業部が原状回復の必要がないと認めた場合には、この限りではない。

1.4 営業許可、衛生管理義務

受託事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による営業の許可を受けるものとし、これに要する費用は受託事業者の負担とする。

受託事業者は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定されている条項を遵守し、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止に努めなければならない。

受託事業者は、委託業務において、第三者に対し飲食に起因する衛生上の危害等を与えた時は、自己の責任をもって一切の損害賠償及び慰謝に要する費用を負担しなければならない。

1.5 損害賠償義務

受託事業者は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が互助会西濃事業部の責に帰する理由による場合においてはこの限りではない。

1.6 責任者及び従事者

受託事業者は、従事者の指揮監督及び火元取締りをつかさどる業務責任者及び火元責任者を定めること。また、従事者が調理師免許を必要とする委託業務については、従事者のうち1名以上は調理師免許取得者としなければならない。

1.7 緊急発生時の対応等

受託事業者は、危機事案が発生した場合における対応方法についてあらかじめ定めるとともに、これを遵守しなければならない。万が一危機事案が発生した場合は、互助会西濃事業部及び西濃県事務所庁舎管理担当に通報し、受託事業者が責任をもって処理にあたるものとする。

1.8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

業務の遂行にあたっては、食品衛生法、岐阜県庁内管理規則等関連する法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託事業者は、受託事業者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3) セキュリティ対策

受託事業者は、各種データ管理を行うに当たり、別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

受託事業者は、営業を行うにあたり取り扱う個人情報の保護のために別途個人情報保護規定を整備し、当該個人情報の適正な収集及び管理を行うとともに、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(5) 著作権の譲渡等

著作権等については、別記3「著作権等取扱特記事項」による。

(6) 守秘義務

受託事業者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の為に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

・妨害又は不当要求に対する通報義務

受託事業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない、不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

・履行期間の延長

受託事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

19 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合または食堂の売上げなど事業効果が著しく低いと認められる場合には、互助会西濃事業部は契約を解除することができる。

なお、次期受託事業者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、使用施設の施設設備等を原状に回復して明け渡すとともに、必要な事項の引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、互助会西濃事業部及び受託事業者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了又は契約の解除などにより次期受託事業者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

20 その他

本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が発生した場合は、互助会西濃事業部と受託者の協議により業務を進めるものとする。